

電波利用料制度について

大変難しい問題であると思います。

最終報告書の概要(案)を拝見しましたが、今後のユビキタスネットワーク社会の発展に必要な不可欠な役割を果たす無線通信技術の様々な課題の解決策を示すなど、大変よく検討されていると感じました。

以下、理解不足の点多々あると思いますが大学の一研究者からの意見ということで気がついた点をコメントさせていただきます。

(1) 周波数有効利用へのインセンティブについて:

現行の電波利用料が周波数有効利用のインセンティブを阻害している点があり、それを改めるべきであるという主張には大いに賛成です。

無線通信の研究者は、周波数有効利用を至上命令として研究をすすめています。有効利用が図れれば、それなりの利点があり、努力が報われるようにすべきであると考えます。

また、周波数の有効利用については、単にbit/sec/Hzのみではなく、セルラー方式、マルチホップ接続、指向性アンテナ等々による空間的な周波数利用効率の改善なども考慮すべきかと思います。

また、報告書にも述べられている量的要素を勘案した料額算定(ある帯域をn人で共用すれば料額を1/nにするという考え方)は妥当であると考えます。

(2) インフラ(ハード)課金かコンテンツ(ソフト)課金か:

現行の利用料はハードウェア(無線機器)に課金される制度になっています。

今後、ソフトウェア無線技術が進歩すれば多機能な無線端末が現れてきます。

既に、デュアル、トリプルといったマルチモード動作可能な端末が出現しています。

また、IP化がすすみますと、一つの端末で音声、データ、画像など帯域幅の異なる多様な情報をやり取りできるようになります。

また、今後事業者間の競争が激しくなってくると、ネットワークインフラを整備する事業者よりは、そのインフラを使ってコンテンツをやり取りする事業者のほうがより多くの恩恵を受けるようになる可能性もあります。(もちろん、インフラ業者が自分でコンテンツを用意し、一体化して収益を上げる形態もあるでしょうが。)

このような状況を見ると、果たしてハード課金だけを考えれば良いのか、あるいは場合によってはコンテンツ(ソフト)までも考慮した課金制度を考える必要があるのではないかと考えます。(ちょっと飛躍しすぎでしょうか?)

(3) 免許不要局の扱いについて:

ISMバンドなど帯域非占有型については、いつどのような電波干渉を受けるかも知れないというリスクがあるわけですので、これについては徴収すべきではないと思います。

ただ、帯域占有型については、量的要素を勘案した料額算定や空間的な効率についても考慮の上、その発展に支障のない範囲内で徴収するのものの考え方であると思います。ただし、實際上電波が部屋の中だけしか届かず部屋の外へは影響を与えないといったごく近距離利用に限定され、他の機器に干渉を与える心配が無いような場合には徴収する必要がないようにも思います。

以上、3点ですがコメントさせていただきました。

新たな電波利用料制度が、今後ユビキタスネットワークを支える主役になるであろう無線通信技術の課題の解決やその健全なる発展・展開に大きく寄与することを期待します。